

第 2 次赤磐市総合計画素案

構 成

第1部 序論

第1章 総合計画の概要

第1節 計画策定の基本的考え方

第2節 計画の構成と期間

第3節 計画のマネジメント

第2章 赤磐市の現状と課題

第1節 赤磐市の姿

第2節 社会環境の変化・時代の潮流

第3節 市民意識

第4節 まちづくりの課題

第2部 基本構想

第1章 まちづくりの理念

第1節 基本理念

第2節 将来のまちの姿

第2章 将来人口の目標

第3章 まちづくりの重点目標

第4章 まちの形成

第1節 土地利用構想

第2節 まちづくり構想

第 1 部 序論

第1章 総合計画の概要

第1節 計画策定の基本的考え方

- 赤磐市は、平成17年3月7日に旧山陽町、旧赤坂町、旧熊山町及び旧吉井町の合併を機に誕生しました。
- 第1次赤磐市総合計画は、赤磐市誕生から1年後の平成18年3月に策定され、以降約10年間、この計画に基づき、地域における総合的かつ計画的な行政運営を行ってきました。
- この間、景気の低迷、環境問題の深刻化、飛躍的な情報通信技術の発展やグローバル化の進展など、我が国を取り巻く社会経済情勢は常に、そして大きく変化しています。
- 加えて、少子・高齢化はますます進行し、赤磐市においても平成17年をピークに人口減少に転じています。特に過疎地域などでは、これらの問題がより深刻になっています。
- この中、平成23年の地方自治法の改正では、市町村による総合計画策定の義務づけが廃止され、このことにより、今まで以上にそれぞれの地域特性に根ざした自由な選択と自己責任による新しいまちづくりが求められるなど、地方分権の流れはますます進展しています。
- さらに、現在は「地方創生」という大きな動きが見られます。平成26年9月には、国が直面する人口減少克服・地方創生という構造的な課題に取り組むため、「まち・ひと・しごと創生本部」が設置され、同年11月には地方創生関連2法案が成立し、12月には「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されました。地方においても、地方自らが考え、責任をもって戦略を策定・推進し、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することが求められています。
- このような時代の変化の中では、従来のように行政だけが都市経営を担うという手法を継続することは困難となっています。真の地方分権と地域の発展を実現するためには、市民が積極的にまちづくりに参画し、市民、事業者、行政など総ての人がそれぞれの役割を担いながら協働して赤磐市の未来を創っていくことが必要不可欠となっています。
- 以上の課題を踏まえ、市全体の運営を図るための総合的かつ計画的な羅針盤が引き続き必要であると考え、第2次赤磐市総合計画を策定します。

第2節 計画の構成と期間

- この総合計画は、赤磐市の目指すべき方向性と、方向性を実現するための施策を総合的かつ体系的に明らかにすることで、計画的なまちづくりの基本指針にするものです。
- この総合計画は、赤磐市が定める他の各種計画や施策の基本となるよう、赤磐市における総合的な振興・発展を目的とした計画として位置付けます。
- この総合計画は、次の3つで構成します。また、それぞれの役割に応じて期間を設定します。

1 基本構想

長期的展望に立ってまちづくりの基本理念や将来のまちの姿を定め、その実現に向けた施策の方向性を示すことによって赤磐市が総合的かつ計画的にまちづくりを進めるためのビジョンを明確にしたものです。

期間：まちづくりの方向性を示す普遍的な指針であることから、平成27年度を初年度とし、平成36年度を目標年度とする10年間の長期的な構想とします。

2 基本計画

基本構想で定めたビジョンを実現するため、各行政分野で取り組むべきことについて市民、事業者、行政などそれぞれの役割を示しつつ体系的に定めることにより、行政運営の方針を明確にしたものです。

期間：今後の社会経済環境の変化に対応した施策展開を可能にするため、5年間の計画とし、中間年に見直しを図って残り5年間の計画（後期基本計画）を策定することとします。

3 実施計画

基本計画で体系化された方針の計画的・効率的な実現のため、財政状況や事業の優先順位に基づいて主要な事業の年次計画や事業量などを明らかにしたもので、毎年度の予算編成の指針となるものです。

期間：諸情勢の変化に迅速かつ的確に対応するため、3年間の計画とし、事業の実現性を確保するためローリング方式で毎年度見直しを行い、計画の評価、見直し、調整などの管理を行います。

第3節 計画のマネジメント

○ 厳しい財政状況の下、この総合計画の実現に向けて健全な財政運営を維持しつつ、急激に変動する社会経済環境に的確に対応した取り組みを行うため、以下のとおりこの総合計画の推進方法、管理方法を定めます。

1 計画の周知

この総合計画を円滑かつ効果的に推進するためには、計画の内容が広く市民に知れ渡り、まちづくりの目標が理解・共有化される必要があります。このため、広報紙やホームページなど、様々な情報提供の機会を通じて総合計画の周知を図っていきます。

2 計画のマネジメントサイクル

この総合計画では、「重要業績評価指標（KPI）を備えた計画の策定（Plan）」、「様々な主体との協働による施策の実行（Do）」、「市民や行政によるKPIの検証・評価（Check）」、「評価結果に基づいた施策の改善（Action）」によるPDCAサイクルを確立し、継続的な業務改善活動による効果的・効率的な行政運営を進めていきます。

3 計画の特色と取組方針

（1）市民との協働を図る総合計画

○ 新しい公共という概念の普及やNPOなど市民活動団体の増加など、協働によるまちづくりの機運が高まっています。この総合計画の施策を進めるに当たっては、協働による取組を図っていきます。

（2）地域特性を考慮した総合計画

○ 地域の特色に応じたまちづくりの方針を示し、地域の個性を活かした効果的なまちづくりを進めていきます。

(3) 実効性を確保した総合計画

- 限られた財源の中で最大限の効果が得られるよう、選択と集中により何に重点を置いてまちづくりを進めていくのかを明確にすることで総合計画の実行性を確保します。
- 総合計画を静的な人口・経済動向を前提とした計画と捉えるのではなく、時間軸の中で社会経済状況が変動することを前提に、対策を段階的・継続的に実施する動的な計画と捉えて施策の推進に当たります。

(4) 評価の信頼、透明性が確保された総合計画

- 基本計画に施策のアウトプット（活動・結果）指標やアウトカム（成果・効果）指標などの重要業績評価指標（KPI）を設定することにより、客観的な施策の進捗管理や実績評価を行います。
- 定期的にこの総合計画の取り組みに対する市民満足度調査を行うことにより、市民による外部評価を行います。

(6) 継続的な業務改善が図れる総合計画

- 評価結果を基本計画や実施計画の見直しに反映させることにより、継続的な業務改善を行います。
- 行政評価による計画の進行管理と予算との連動に取り組み、実施計画により中期的な見通しを毎年度更新しながら、限られた財源の中でより効果的・効率的な財源配分と事業選択をしていきます。

第2章 赤磐市の現状と課題

第1節 赤磐市の姿

1 位置・地勢

- 赤磐市は、岡山県南東の内陸部に位置し、総面積は209.43km²を有しています。市の東部には岡山三大河川のひとつである吉井川が流れています。
- 市の北部から東部にかけては山地や丘陵地が広がり、里山が点在する緑の豊かな地域です。
- 市の中央部から南部の平野には、その中心を流れる砂川を軸として田園地帯が広がっています。
- 市南部の市役所周辺や桜が丘地区は市街化区域に設定され、都市部を形成しています。
- 県庁所在地の岡山市と隣接しており、赤磐市役所と岡山県庁は約16kmと比較的近い距離に位置しています。その他、和気町、久米南町、美咲町と隣接しています。
- 南海トラフ巨大地震に対して、地震による揺れや液状化による被害の危険性が低い地域です。また、内陸部に位置するため、津波による被害の可能性がありません。
- 周辺の原子力発電所から100km圏外に位置し、発電所の事故による被害の可能性が低い地域です。

2 自然・気候

- 瀬戸内式気候に属しているため、年間を通して降水量の少ない温暖な気候に恵まれています。その気候と多様で身近な自然環境により、潤い豊かな生活を送ることができる地域です。

- 赤磐市の自然は農林業などの生産活動の場であるとともに、水源かん養などの公益的な面においても重要な役割を果たしています。これらの自然は将来にわたり残していかなければならない大切な財産です。

3 歴史・文化

- 赤磐市には、両宮山古墳、備前国分寺跡、熊山石積遺構などに代表される国指定の史跡や、岩神社、石上布都魂神社などの伝統ある神社が残され、古くから人々の営みがあったことが伺えます。また、湯山神社の獅子舞など、地域に残された伝統文化も多く継承されています。
- このように、赤磐市には生活の中に息づき受け継がれてきた歴史と伝統文化が地域に根付いています。これらの素晴らしい文化財は語り継がれてきた歴史とともに後世へ伝えていかなければなりません。
- これらの文化財は整備の促進やPR活動などのネットワークを構築することにより、観光資源としての価値を高め、新たなひとの交流を生み出す可能性を秘めています。

4 人口・世帯

- 赤磐市の人口は平成17年をピークに、平成18年以降は緩やかな減少傾向にあります。
- 人口の減少と異なり世帯数は増加し、1世帯当たりの世帯員数が減少しています。今後は、こうした核家族化のさらなる進行により、高齢者のみ世帯の増加が予想されます。
- 年齢別人口では、15歳未満の年少人口が減少傾向、65歳以上の老年人口が増加傾向で推移しています。今後もこの傾向は強まり、近い将来後期高齢者人口が前期高齢者人口を上回ってその構成比を高めていくことが予想されます。
- 過疎地域に指定されている吉井地域では、他の地域より早く、過疎化・少子高齢化が進行している状況です。
- 赤磐市が行った人口推計によると、このままの状態を放置した場合、平成27年には42,553人いる人口が、今後一定期間は桜が丘地区で増加するものの、長期的には桜が丘地区も含めた赤磐市全域で減少し、平成37年（2025年）には39,832人、平成52年（2040年）には34,107人まで減少することが予測されています。

5 土地利用

- 市南部の都市計画区域では、市役所周辺部及び桜が丘地区が市街化区域に指定されており、市街化区域周辺に公共施設や商業施設が集中しています。
- 都市計画区域には市の人口の約56%が居住していますが、その人口に比して中心市街地の規模・機能は小さく、また、市街地が砂川で分断されているため一体感のある市街地が醸成されにくい状況にあります。
- 市街化区域には道路整備等が遅れているため未利用地も残されているほか、一部には商業・工業・住宅用地が混在しているところもあります。
- 赤坂、熊山や吉井地域では、一定の範囲内に公共施設をはじめ、必要最低限の生活利便施設が確保されているものの、一部地域では人口減少などの影響から生活利便施設の開発があまり進まず、山地や農地も高齢化や担い手不足などにより荒廃が進んでいるところが見られ

ます。

6 住環境

- 1970年代始め頃（昭和40年代後半）以降、旧山陽町（現在の山陽地域）旧熊山町で大型住宅団地の整備が進んだことにより、住環境が整っています。
- 同一時期に移住・定住が進んだことにより、今後飛躍的に高齢化が進行することが見込まれます。
- 古くからの市街地では、緊急車両が通行できない狭あい道路が存在しており、救急医療や災害時の救助・復旧活動に支障をきたす懸念があります。市街化区域の宅地化を阻害している一因でもあるため、現在解消に向けて狭あい道路の拡幅が進められています。
- 市内の公営住宅は入居率が高い状況にありますが、老朽化が進んでいます。今後は厳しい財政状況も踏まえながら民間供給とのバランスを考慮した上で、維持・更新のあり方を検討する必要があります。

7 交通・流通

- 市内は一般国道と主要地方道で骨格が形成されています。また、山陽自動車道山陽インターチェンジが市の南部にあるほか、県東部地方の南北を結ぶ地域高規格道路美作岡山間道路が一部開通しており、熊山地域にはインターチェンジが開設しています。今後は、吉井地域にもインターチェンジが開設される予定です。
- 公共交通機関は、熊山地域にJR山陽本線熊山駅があるほか、市内の主要な道路ではバス路線による公共交通網が形成されています。しかし、モータリゼーションの進展の中、市民の通勤・通学時における交通手段は自家用車が約8割を占め、利用者の減少から民間路線バスの維持は困難となっています。

8 産業

- 白桃、マスカット、雄町米や黄にらなど、豊かな自然を活用して全国的にも名を知られたブランド力の高い農産物の生産が行われています。
- 農業全体でみると、農家数、農家人口、経営耕地面積がいずれも減少傾向にあり、耕作放棄地が増加傾向で推移しています。特に市北部では過疎化などの影響により耕作放棄地の増加割合が高くなっています。
- 現在、市内の工業団地の利用率は9割近くになり、地域の雇用と活性化に寄与しています。
- 市内の消費は減少傾向にあります。通勤・通学の移動状況や市民一人当たりと県民一人当たりの小売商品販売額の比較などから、市民の消費活動は岡山市など近隣の都市で展開されていることが推定されます。

9 医療・福祉

- 赤磐市では、赤磐医師会病院（医療指定：救急告示病院ほか 施設指定：地域医療支援病院、岡山県へき地医療拠点病院ほか）を中核に、各地域を支える国民健康保険診療所が設置されています。そしてこれらの医療機関に加え、休日夜間当番医なども担っている民間医療機関の協力・連携の下、周産期・小児医療、災害・救急医療を含む地域医療体制を確保して

います。

- 近年は医師の都市偏在や医療ニーズの多様化などを背景に地域医療体制の維持に影響が現れています。
- 保健・福祉の分野では、保健センターにより市民の健康の保持・増進を図る保健活動が展開されているほか、福祉・介護や社会保障が必要な人に対しては、地域包括支援センターによる相談支援などにより必要な介護・支援が提供されています。
- 高齢化社会の進行により、今後はさらに要介護認定者や介護サービス利用者の増加が見込まれます。

第2節 社会環境の変化・時代の潮流

- 近年、日本の社会経済状況は様々な面で大きく変化しています。以下に、留意すべき赤磐市を取り巻く社会経済環境の変化と求められる対応を整理します。

1 少子高齢社会の進行と人口減少社会の到来

- 日本の合計特殊出生率は1970年代後半（昭和50年）以降急速に低下し、人口置換水準（人口が長期的に維持される水準）を下回る状態が約40年間続いています。そのような状況下でも、戦後の第1次及び第2次ベビーブーム世代という人口の塊があったために出生数は大きく低下せず、また平均寿命が延びて死亡数の増加が抑制されたことにより、日本の総人口は長らく増加をつづけてきました。
- 平成17年には総人口が戦後初めてマイナスに転じ、これを境に日本は人口減少局面に入ったとされています。加えて、日本の高齢化率は今後も上昇を続け、平成36年には30%に達すると予測されています。
- 赤磐市においても、長らく自然動態の減少を社会動態の増加で補うことにより人口は増加傾向で推移してきましたが、平成17年に自然動態の減少数が社会動態の増加数を上回ったことをきっかけに、平成18年以降の人口は減少傾向で推移しています。
- 人口規模は、まさに市政の根幹をなすものです。高齢化を伴う人口減少は、総人口の減少を上回る労働力人口の減少を生じさせるため、消費市場の縮小・経済規模の縮小による深刻な地域経済活力の減退、文化活動や地域のコミュニティの衰退など生活水準の低下を招きます。そして、このことが更なる人口流出を引き起こすことにより悪循環の連鎖（負のスパイラル）に陥る可能性が高く、最終的には赤磐市の存続可能性すら危うくなります。
- 行政運営コストの観点からみると、税収の減少、医療や年金といった社会保障費の増大、需給バランスに見合わない道路・下水道・市有施設などの公共資本ストックの維持・更新費用の増大などにより財政の圧迫を招き、結果、本来はまちの発展のために行うべき財政支出が困難になることで、ますます地域の活力が衰退していきます。
- その他、高齢者の増加、特に高度成長期以降大型住宅団地に移り住んだ生業や家業を持たない団塊の世代の中には、定年退職後に地域とのかかわりが希薄になり、生きがいを失い孤立してしまうという可能性も懸念されます。その一方で、今の高齢者は昔の高齢者に比べて若い体力を維持していることから、豊富な経験と知識を活かして就労や社会貢献を行い、支えられる世代からアクティブシニアとして地域を支える世代になる可能性があります。

- 少子化、高齢化と人口減少が同時に進む社会では、これまでのような成長と拡大を前提とした時代とは異なる視点の政策が求められます。今後は、歴史、文化、自然環境、土地、都市機能など既存の資源を最大限に利活用しながら、出産・子育て環境の充実、高齢者の社会参画支援のほか、交流や質を重視した産業振興、生産年齢人口の移住・定住促進、地域の事情に合わせた福祉の充実など、人の生活に焦点を当てた政策に取り組んでいくことが必要です。

2 子どもを取り巻く環境の変化と教育問題の顕在化

- 子育て世帯を取り巻く環境は、核家族化と少子化の進展、地域社会の連帯意識の希薄化、就労・雇用形態の多様化、情報通信技術の発展など一昔前とは大きく変化しています。
- 現在、日本では親の育児不安や児童虐待、子どもの食生活の乱れ、体力の低下、いじめ、不登校、ひきこもり問題、犯罪の低年齢化、子どもを狙った犯罪の増加など多くの問題が表面化しています。
- こうした状況を背景に、子どもの健やかな成長のために福祉、保健、地域づくりなど市政全般にわたって少子化対策や子育て世帯に対する支援を進めていく幅広い体制の構築が求められています。
- 学校教育の現場では、確かな学力、豊かな心と健やかな体のバランスのとれた、生きる力をより一層育むことを目指した教育が求められています。
- 赤磐市においても、子どもの学力低下や問題行動などの顕在化を背景に、教育におけるICTの活用、特別支援教育の充実など学習環境の整備のほか、不登校・いじめ問題への対応、家庭や地域における教育環境の整備など様々な取組が進められています。
- 今後はさらに、家庭、地域、学校、行政、企業、団体など、子育てに関係する総ての人が連携し、子どもたちが健やかに生まれ育ち、夢と希望を持って成長できる環境づくりを推進することが求められています。

3 都市構造と社会構造の変化

- 日本の都市部では、戦後の産業構造の変化の時代に、農山村地域からの人口流入の受け皿として市街地の拡大と郊外部の開発が進みました。また、人口圧力の比較的小さい地方都市においても、モータリゼーションの進展により都市中心部と遜色ない都市的サービスが受けられるエリアが拡大したことから、地価の安い郊外部での住宅建設が進みました。
- 赤磐市では、1970年代以降、岡山市圏域への通勤に適した立地条件を背景に旧山陽町（現在の山陽地域）や旧熊山町で大型住宅団地の整備が進んだ結果、現在、都市計画区域には市内の約56%の人口が集中していますが、残る約半数の人口は、ある程度都市機能が集積している旧赤坂町（現在の赤坂地域）、旧熊山町（現在の熊山地域）、旧吉井町（現在の吉井地域）の中心部やその周辺に集中しており、地域拠点を形成しています。
- このことが高齢化を伴う人口減少や過疎化の進行に起因する市場経済と相まって、既に一部の地域では一定の人口密度によって支えられてきた生活サービス機能（生活利便性施設、商業施設、公共交通、医療・介護、福祉、教育、物流など）の提供に支障が出始めているところもあり、このままだとこれらの生活サービス機能を維持することができなくなることが見込まれます。

- これらの生活サービス機能を確保し、持続可能な地域を維持していくためには、地域又は地域同士が多世代交流により支え合うことが求められます。
- そのためには、今後、市内において地理的条件の差異や法的制約がある中で、基幹となる各地域に適切な都市機能・生活サービス機能などをコンパクトに集約させつつ、公共交通網の再構築をはじめとする周辺地域とのネットワークを形成し、各地域における都市機能の整合性や相乗効果を考慮しつつお互いが不足する機能を補完し合うことで各地域が持続的に共存・共栄できるまちづくりを総合的に検討していく必要があります。

4 経済・産業・雇用情勢の変化

- 社会保障と税の一体改革が進められる中、長引く景気低迷による税収不足や高齢化社会の進行にともなう社会保障費の増大、工場などの海外移転による産業の空洞化など、国及び地方の経済の先行きと財政状況は依然として厳しい状況にあります。
- 高まる欧州財政危機やT P P（環太平洋戦略的経済連携協定）の交渉など、国内に影響を及ぼす事案について今後も動向を注視していく必要があります。
- このような中、日本では製造業などを中心とした産業だけではなく、知的な創造が付加価値を生む産業への進出が進んでいます。
- 日本の産業構造が転換していく中で雇用ニーズも大きく変化しており、パート、アルバイト、派遣社員、フリーターなど雇用形態が多様化し、日常生活や将来に不安を抱く人が増えています。全国の完全失業率や有効求人倍率では緩やかな持ち直しの動きが見られるものの今後も厳しい雇用情勢が続くと予想されることから、きめ細やかな雇用対策が求められています。
- 若年層の厳しい雇用情勢の中、子育て世代の週60時間以上労働の割合は他の年齢階級のそれを上回っており、少子化の傾向にも影響を及ぼしていると考えられます。
- こうした産業構造や雇用形態の変化が進む中で、赤磐市が自立的な地域経済と雇用の確保を形成していくためには、地域産業の強化に加え、知的資源を活かした新産業や、付加価値の高い産業の創出を図っていくほか、ワーク・ライフ・バランスの視点に立った働きやすい環境づくりを企業に働きかける必要があります。

5 価値観やライフスタイルの多様化

- 社会の成熟化を背景に市民の価値観は多様化し、自らがそれぞれの生活様式に応じてものやサービスを選択して余暇活動や学習活動などにいそしむなどライフスタイルの多様化が進み、生活の質の向上が図られてきました。
- このことは、一方で地域コミュニティなど社会的なつながりの希薄化などを招きましたが、災害の経験などを契機として今また、地域コミュニティなどきずなの大切さが改めて注目されています。
- 今後は、市民の生活の質の向上が図られ、潤いのある生活が送れるよう、生涯学習、スポーツ、芸術、文化活動、交流活動など多様な自己発見や自己実現の場を選択できる社会的ネットワークを提供できるまちづくりを進めていく必要があります。

6 安全・安心なまちづくりへの要求の高まり

- 平成23年の東日本大震災は広域的に甚大な被害をもたらしました。この震災を契機に国民の防災意識は高まりを見せており、赤磐市においても、近い将来発生するといわれている東海・東南海・南海3連動地震、南海トラフ巨大地震による被害が予想されることから、地震を想定した災害対策の充実・強化が求められています。
- 平成26年8月豪雨では広島市で土砂災害による多くの死者が出るなど、近年は、ゲリラ豪雨や集中豪雨による被害が日本各地で発生しています。赤磐市においても、水害で多くの死傷者を出した経験があるため、今まで以上に風水害に向けた対策の強化が必要です。
- 日本の刑法犯の認知件数は昭和40年代の2倍近くの水準になっています。特に、犯罪の低年齢化、振り込め詐欺等の巧妙な詐欺犯罪、情報通信ネットワークの発展に伴うサイバー犯罪やインターネットを発端にしたトラブルは増加傾向にあり、犯罪の手口についても高度化・多様化している状況にあります。
- その他、食品の安全性に関する問題、家庭内暴力、高齢者や幼児への虐待、交通事故など市民の生活を脅かす要因は数多くあります。
- これらの不安に対して市民の安全に対する意識は高いものになっており、すべての市民が安全で安心して快適に暮らせる質の高い生活環境の整備が求められています。

7 持続可能な環境共生・循環型社会への移行

- 20世紀の社会経済は、先進国において物質的な豊かさをもたらしましたが、同時に温室効果ガスの大量排出による地球温暖化や大量生産・大量消費による地球資源の枯渇などの地球環境問題を生み出しました。
- 地球環境問題は、国際的な課題であると同時に市民の日常生活や事業者の活動などとも深く関わっていることから、地域レベルでの取組の強化も一層重要なものとなっています。
- 再生可能エネルギー資源や地域におけるコジェネレーションの活用などにより、分散型のエネルギー開発・利用を推進していくことが、防災やエネルギーセキュリティなどの面から重要な課題となっています。
- 行政のみならず市民や事業者も身近な暮らしや活動の中で地球規模での環境問題をとらえ、一人ひとりがその当事者として地球環境問題の解決を強く意識し、二酸化炭素の排出削減による地球温暖化の防止や、3Rの推進による「循環型社会」の構築に向けて取り組んでいくことが必要です。
- 自動車交通需要の抑制、環境にやさしい公共交通システムの構築など、環境負荷の低減に配慮した都市構造への推進を図ることにより、恵み豊かな自然環境を将来世代に引き継いでいくことができる持続可能な社会を形成することが求められます。

8 高度情報化の進展

- ICT（情報通信技術）の飛躍的な進歩による地球規模での多様な交流は、場所や時間にとらわれない新しい生活様式や社会経済活動を可能にし、市民の暮らしや事業者の活動、さらには都市のありように大きな影響を与えています。
- こうした高度情報化の進展は、生活をより快適で豊かなものにし、地域社会が抱える様々な課題を解決する手段として期待できるため、行政サービス向上のためにICTを有効的に

利活用するほか、ICTを利用した新たなコミュニケーションやサービスを生み出し、地域活動や産業の活性化につなげることが必要です。

- インターネットを利用したプライバシーの侵害、機密情報の流出や犯罪の増加、また、子ども間のいじめの問題も生じており、高度情報化社会に対応した情報リテラシー教育に取り組むことも必要となっています。

9 グローバル化の進展

- 世界経済のグローバル化の進展に伴うアジア諸国の急成長を背景に、日本では産業の国際分業化が進み、製造業を中心とした国内産業の空洞化が懸念されています。一方で、国境を越えた人的交流はますます活発になり、企業間やビジネスにおける交流のみならず、個人レベルでの国際的な交流機会が増えています。
- このような中、地域の企業が存続成長を図るためには、グローバル化への的確な対応力と競合に対する独自の優位性を獲得し、向上させていくことが不可欠となっています。加えて、東アジアの経済発展に伴う高付加価値農作物の需要拡大など、地域産業としての農業の位置付けは、ますます重要性を増しています。
- 国際的な交流機会が拡大する中で、外国人も安心して暮らせる環境を創るために、市民一人一人が正しい人権意識とグローバルな視野を持って多様な文化を受け入れ、地域での相互理解と交流を深めることが求められています。

10 地方分権社会と協働による自立性の高いまちづくりへの流れ

- 平成12年に施行された地方分権一括法を契機に国と地方公共団体の関係が見直され、その後の国の構造改革や三位一体改革、地方の行財政改革などにより地方分権の流れが推進されてきました。そして、平成20年、21年には地方分権改革推進委員会により地方政府の実現に向けた義務付け・枠付けの見直しや自治財政権の強化など4次にわたる勧告が行われたことにより、地方分権は新たな段階に差し掛かっており、地方自治体が担う役割は一層重要なものになってきています。
- 市町村においては、住民に最も身近な自治体として、多様化・高度化する行政ニーズに対して自主・自立を基本に、自らの判断と責任のもと各々の創意工夫によって、地域の実情に応じたまちづくりを進めていくことが求められています。
- 最近では、コミュニティ組織、非営利団体・法人や民間企業などの多様な事業主体が地域の課題を地域において事業活動的な手法を用いながら解決を図るなど、その存在感が増しており、重要な役割を担っています。
- このような自治的活動の担い手である多様な事業主体と赤磐市が適切な役割分担の下に連携・協力して公共の領域を担う、協働を推し進めなければなりません。
- そのためには、協働の前提となる情報の共有化や、活動環境の整備など、市民自治の充実・強化にこれまで以上に力を注ぐとともに、地方分権改革のさらなる進展を視野に入れながら、ますます高度化・複雑化する行政課題に的確に対応していくことが求められます。
- 多様化する行政ニーズに的確に対応し、市民サービスの向上を効率的に進めていくためには、住民の生活圏の拡大を考慮した広域的な連携を図っていくことも検討する必要があります。

1 1 行財政改革

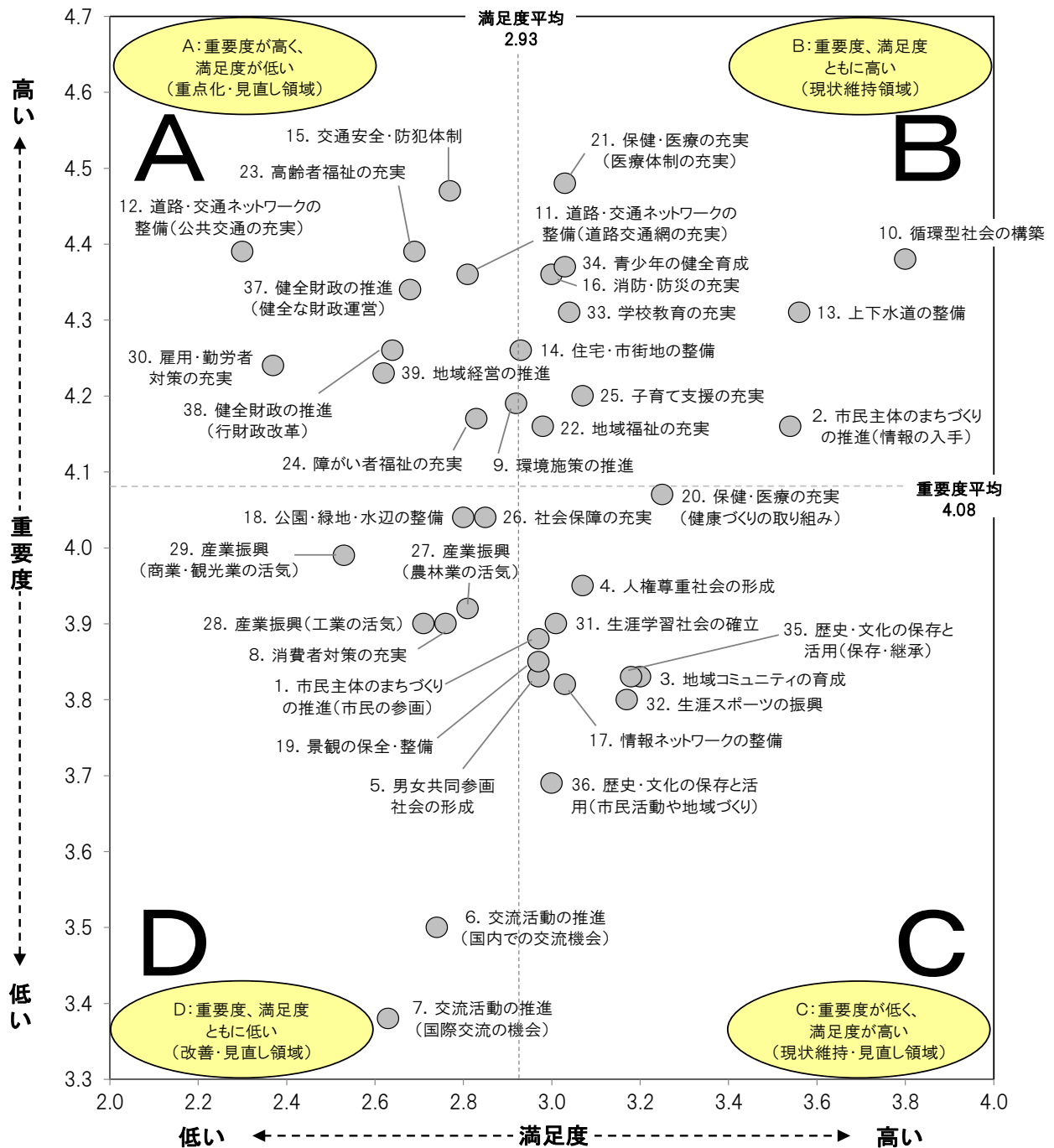
- 赤磐市では、これまでも行政改革、財政健全化を積極的に進めてきましたが、平成27年度から始まる普通交付税の段階的な減額、平成32年度に控えた普通交付税の一本算定を見据えると、財政制約はますます厳しくなることが予想されます。
- 今後はさらに少子高齢化、人口減少、景気の低迷による税収減と、生活保護費をはじめとする社会保障費や老朽化した都市機能の維持・更新費用の増大が見込まれます。
- 赤磐市が持続可能な自治体となるためには、より人口増加に寄与する事務事業への整理統合、より効率的な行政組織への見直し、公的不動産の有効な利活用や賢い縮退（スマートシユリンク）による見直しを検討するなど、堅実な財政見通しを踏まえた戦略的で計画的な選択と集中による収支均衡が図られた財政構造を構築することが必要です。

第3節 市民意識

- 市民ニーズを把握することを目的に、18歳以上の赤磐市民2,800人を対象にアンケート調査を実施しました。
- ここでは、その一部を紹介します。なお、アンケート調査の主な結果は、巻末資料に掲載しています。

【市民生活に関わる施策の現在の満足度と今後の重要度】

- 市民生活に関わる6分野39項目について、満足度・重要度を5段階で尋ねました。この結果を分析して散布図上で比較したものが下の相関図です。



第4節 まちづくりの課題

○ 今まで見てきた、赤磐市の現状、取り巻く環境、市民意識から見えてきた課題を次のように分類・整理しました。

1 人とのつながりの視点

- (1) だれもがまちづくりに参画できる協働体制の確立
- (2) 地域コミュニティの育成と地域力の強化
- (3) 人権尊重・男女共同参画

2 快適で安全安心なまちづくりの視点

- (1) 地球環境対策の推進、循環型社会の構築
- (2) 流通やひとの交流を支える道路交通網・公共交通ネットワークの充実
- (3) 望ましい都市（市街・地域）環境への改善・整備
- (4) 望ましい住環境への改善・整備
- (5) 防犯体制と災害対策の強化
- (6) 自然環境、景観の保全・整備
- (7) 消費者保護対策
- (8) 食の安全確保

3 健康で安全安心なまちづくりの視点

- (1) 保健・医療の充実と保健・福祉との連携強化
- (2) 高齢者・障がい者福祉の充実
- (3) 子育て支援の充実
- (4) 社会保障の適正な運用

4 経済が活発で賑わいのあるまちづくりの視点

- (1) 地域産業の強化と付加価値の高い産業の創出
- (2) 持続可能な農業経営に向けた取り組み
- (3) 観光振興による交流人口の増加
- (4) 既存工業団地への企業誘致と新たな工業用地の確保及び企業誘致の推進
- (5) 産業の活性化による雇用機会の創出、きめ細やかな雇用対策
- (6) ワーク・ライフ・バランスの視点に立った働きやすい環境づくり

5 心豊かで生きがいのもてるまちづくりの視点

- (1) 生涯学習社会の確立
- (2) 生涯スポーツの振興
- (3) 青少年の健全育成と教育の充実
- (4) 歴史・文化の保存、継承、利活用と創造

6 財政基盤の安定したまちづくりの視点

- (1) 選択と集中による効率的な行政経営の推進
- (2) 収支均衡が図られた持続可能で強固な財政基盤の確立
- (3) 多様な広域連携の推進

第2部 基本構想

第1章 まちづくりの理念

第1節 基本理念

- 赤磐市が「住み続けたい」、「住んでみたい」と想われるまちになるよう、この総合計画によるまちづくりを進めていく上で、あらゆる分野において常に基本となる共通の基本理念を次のとおり定めます。
- 赤磐市は、この基本理念を念頭に置き、継続性を持ってまちづくりを行います。

- 【あんしん】 住環境をさらに高め、安全・安心に暮らせる快適なまちを目指します。
- 【うるおい】 恵まれた自然を活かすとともに、地域文化を守り地域を支える人を大切にする、こころ豊かで潤いのあるまちを目指します。
- 【にぎわい】 地域を支える産業の振興とともに、それぞれの地域の特性を活かしたまちづくりと人の交流による個性豊かで活力・賑わいのあるまちを目指します。
- 【つながり】 市民が行政と一体となって地域を築いていくことで、地域への愛着や誇りを持つる市民が主役のまちを目指します。

第2節 将来のまちの姿

人“いきいき”まち“きらり”活力ある、住みよい、住みたい、赤磐市

- このキャッチフレーズは、基本理念を踏まえて、赤磐市が目指す将来のまちの姿を表したものです。
- まちづくりは、市民、地域、事業者、行政など総ての人が信頼関係により結ばれた強いきずなの下、共に考え、手を取り、行動していくことが必要です。
- 赤磐市は、この将来のまちの姿を実現していくため、地域特性や資源を活かした取り組みを進めていきます。

「人“いきいき”まち“きらり”

人と人、人と地域、地域と地域などの多様なきずな・結びつきが原動力となって、市民の参画と協働によるまちづくりが推進され、人もまちも輝いて魅力が向上しています。

「活力ある、住みよい、住みたい、赤磐市」

ひとりひとりが健康で、生きがいを持って安心して快適に暮らしています。高まったまちの魅力により、赤磐市に「また訪れたい」、「住んでみたい」、「住み続けたい」と感じる人が増え、まちに人が集まり、地域が活性化しています。

第2章 将来人口の目標

- 人口動態の予測ほど確実な将来予測はないといわれています。このままだと、赤磐市が少子高齢化を伴う人口減少を原因とするさまざまな問題に直面することは避けられません。
- 少子高齢化・人口減少の進行は日々の生活では実感しづらいため、対策が先送りになりかねません。手遅れとならないよう、できることを今から着実に実施していくことが必要です。

- 赤磐市では、推計されている人口減少を食い止め、人口を維持・伸長させていくための取組の指針として、将来人口の目標を設定します。
- この目標に対する取組は、第2次赤磐市総合計画の期間中のみならず、平成52年（2040年）頃までの長期間を見据えて赤磐市が全体で取り組むべき最も重要なものとします。
- 第2次赤磐市総合計画では、この目標を念頭に置いて、以下の視点から各種施策の検討を進めていきます。

平成36年度末の赤磐市の総人口目標を42,000人に設定します。
 （平成36年度末の赤磐市の合計特殊出生率を1.61に設定します。）

【人呼び込み、快適に住み続けられるまちを創ります】

- 良質な雇用の拡大、まちの賑わいの創出、都市機能の充実、医療・保健・福祉の充実、出産・子育て・教育環境の充実、防災・防犯体制の充実など、快適で安心して子育てができる暮らしの環境づくりを進め、子育て世代を始めとした多様な世代に住んでみたい、住み続けたいと思われるまちを創ります。

【安心して結婚・出産・子育てができ、いつまでも元気に暮らしていけるまちを創ります】

- 雇用・子育て・教育環境の充実に取り組み、安心して子どもを産み育てられるまちを創ります。
- 防災・防犯対策の推進、医療・保健・福祉の充実、高齢者の生きがいをづくりに取り組み、いつまでも元気で長生きできるまちを創ります。

第3章 まちづくりの重点目標

- 赤磐市の歴史や文化はそこに暮らす人々によって守り、育てられ、現在の私たちに受け継がれています。この赤磐市の魅力をさらに高め、将来にわたり永続的に発展していくためには、人口減少を最小限に留めながら交流人口と定住人口の拡大を図り、次代に赤磐市の歴史と文化を引き継いでいくことが必要不可欠です。
- 赤磐市が、市を取り巻く厳しい財政制約に対応しつつ交流人口と定住人口の拡大を図っていくためには、長期的な視点を持ちながら選択と集中による重点的かつ効率的な取組を行うことが必要です。
- このことを踏まえて、赤磐市で重点的に取り組んでいく項目を「まちづくりの重点目標」として掲げます。
- この重点目標は、「社会動態を増加させる」、「自然動態を増加させる」、「少子高齢化を伴う人口減少に対応できる社会を構築する」という視点から課題解決の原動力・先導役となるものを選択しました。この重点目標を押し進めていくことにより、交流人口の拡大・定住人口の拡大による赤磐市の発展を目指します。
- まちづくりの重点目標に位置付けなかった項目についても、基本計画において「まちづくりの目標」として掲げ、責任を持って着実に実行していきます。

人を呼び込むまちづくり（社会動態の増加）

1 産業振興による雇用の創出

- 生産年齢人口が減少していく中で、若者世代の転出を食い止めつつ新たな転入を促し、地域経済の活力を取り戻すためには、今まで以上に若者が地域において産業・社会の担い手として能力を発揮できる環境を創ることが重要です。
- 現在は、若者に魅力的で安定した収入につながる高付加価値産業が少なく、このことが若者の転出につながる一つの要因となっています。
- そのため、地域の強みを最大限に活かしながら、産業面における幅広い支援や関連する都市基盤整備を推進していくことで既存産業の活性化や新たな企業立地を図り、地域において安定的で良質な雇用が確保され、定住人口や交流人口の増加が進む、賑わいと活気があるまちの形成を目指します。

- ・企業誘致の推進による多様な産業、多様な形態の機能集積地の形成
- ・既存産業と立地企業の交流、連携等による既存産業の高付加価値化、新産業の創出
- ・U I J ターンによる人材の確保
- ・地域に根付いた事業の創業支援
- ・次世代産業の育成
- ・既存産業のさらなる振興、高付加価値化（農業、観光業、商業 等）
- ・
- ・
- ・

2 移住・定住の促進

- 地域に若者が定着しなくなると、少子高齢化がますます加速し、経済規模の縮小や地域コミュニティの衰退により地域の活力が失われてしまいます。
- 特に子育て世代の地域への定着促進や移住・定住受入促進に向けた取組を進め、人口増加により地域の活性化が図られたまちの形成を目指します。

- ・移住・定住受入支援体制の整備（情報発信、マッチング）
- ・大型住宅団地のキャパシティを活かした市街化区域への移住・定住の促進
- ・移住希望者のニーズを捉えた中山間地域への移住・定住の促進
- ・空き家の利活用
- ・移住に向けた長期滞在、お試し居住、二地域居住の推進
- ・都市部と農山村の交流促進
- ・
- ・
- ・

3 教育環境が充実したまちづくり

- 子どもは赤磐市の未来を担う宝であり、子どもが元気なまちは、希望にあふれた活気のあるまちへとつながります。「地域の子どもは地域で守り育てる」ことを基本に、家庭、地域、学校、企業、大学、NPO、行政など人づくりに関わる多様な主体が共通の認識や目標を持

ち、しっかりと手を携えて子どもの豊かな心とたくましく生きる力を育てていくことで、未来に向かって限りない可能性を切り拓いていける人材を育成します。

- ・子どもが郷土の価値を発見・再認識できる教育活動の推進
- ・学校機能を十分に発揮できる体制の構築
- ・学習意欲の向上と発達段階に応じた確かな学力の向上・定着推進
- ・子どもを守る相談・連携体制の充実
- ・学校と地域・家庭との連携促進
- ・都市部と中山間地域の教育環境格差の是正
- ・
- ・
- ・

結婚・妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援（自然動態の増加）

- 子育て世代の未婚率の上昇、晩婚化・晩産化は少子化の要因の一つとなっています。
- 国の調査によると、結婚が実現しない背景には、「適切な相手に巡り合わない」といった理由の他に、雇用の不安定さや所得が低いことによりライフデザインが描けないことも理由であることが指摘されています。
- 結婚後に理想の子ども数を持たない理由として、子育てや教育に要する費用負担を挙げる人の割合が高い状況にあり、就業している女性のうち、約6割が第1子出産を機に離職しているなど子育て期の女性の就業率は低い現状にあります。
- 市内外の子育て世代に、「赤磐市で子どもを産み育てたい」と思われるよう、出産・子育てに理解のある雇用環境や生活環境などの子育て環境の良さを地域全体で創り上げていくことを目指します。

- ・出会いの支援
- ・良質で多様な就業の機会の創出による安定正規雇用（若者の経済的安定）
- ・妊娠、出産、育児不安等に関する総合的な相談やサービス体制の充実
- ・地域ぐるみの子育て支援
- ・周産期医療、小児救急医療体制の充実
- ・労働者が円滑に産前産後休業や育児休業の取得と職場への復帰が図れる雇用環境の推進
- ・仕事と子育てが両立できる職場環境づくり支援（ワーク・ライフ・バランス）
- ・
- ・
- ・

少子高齢化を伴う人口減少に対応できる社会づくり

- 中山間地域などでは、高齢化を伴う人口減少により住民の生活に必要な医療・介護、福祉、教育、買い物、公共交通などのサービス機能の提供が難しくなることが予想されます。
- 住み慣れた地域に住み続けられるよう、地域住民、非営利団体・法人、民間企業など多様

な主体と行政がしっかりと手を携えることにより様々なサービスネットワークを構築し、人と人のつながりにより地域を支えることのできる社会の実現を目指します。

- ・まちづくりを担う人材の確保・支援・育成
- ・U I J ターンによる中山間地域などの活性化に有為な人材の滞在・定住化
- ・連携・協働してまちづくり活動が行えるネットワークの構築
- ・多様な主体がまちづくりに参画できる環境の構築
- ・コミュニティビジネスへの取り組みに対する支援
- ・多世代交流が図られた多機能型の小さな拠点の形成（第4章）
- ・
- ・
- ・

第4章 まちの形成

第1節 土地利用構想

- 土地は、生活や経済活動の基盤であり、地域の個性や魅力を生み出す源泉にもなる、将来へ引き継ぐべき限りのある貴重な資源です。
- 赤磐市の土地利用においては、まちに賑わいと活力をもたらす都市的機能と市民に安全・安心と潤いのある生活を提供する緑ある豊かな定住環境の両方が偏りなく適切に配置されることが求められます。第1章から第3章まで述べてきたことを実現するために、次の視点に留意しながら適正な土地利用を進めます。

1 土地利用の方針

- 赤磐市が持続可能な方法で将来にわたり発展していくため、生活サービスを向上するための社会基盤づくりという要素を併せ持つ土地利用を、長期的な視点に立って戦略的に進めていきます。
- 地域交流・地域支え合いの拠点となるような地域を複数形成し、市内のどこに住んでいても安心して暮らし続けることのできる良好な定住環境を創造していきます。
- 土地の利用に当たっては、市全体の方針と整合性を図りながら、自然環境、産業、文化・歴史などの各地域の特性を活かすことで、多様な個性が発揮された魅力的なまちの形成が図られるよう、計画的に適切な開発を誘導しつつ無秩序な開発や拡散は抑止していきます。

第2節 まちづくり構想

- まちの形成を進めていくためには、国と地方公共団体間の権限移譲・役割分担による施策の推進ということだけではなく、市民自らが住む地域のことを考え、決定し、責任を持って行動する住民自治を推進することが、各地域が個性豊かで活力に満ちた社会を形成する真の地方主権社会の実現には必要不可欠です。
- 今後のまちづくりにおいては、地域の個性をそれぞれが伸ばしていくことにより地域の活力と魅力を高め、それが住民の地域への関心と愛着につながり、地域住民によるまちづくり

活動への参加が進むことを目指します。

- それぞれの地域の課題・資源・特性に応じたまちづくりを進めながらも市全体としての観
点を持って、地域間の連携や機能の補完によってバランスのとれたまちづくりを目指すこと
も必要です。
- 各地域の活力が地域間の新たな交流を生みだし、赤磐市全体の活性化につながっていくこ
とを期待します。
- 以下の方針は、こうした観点に立って、地域に根差したまちづくりを進めるに当たっての
視点を共有し、今後の地域における自主・自立したまちづくりを推進する上での礎として示
すものです。

1 まちづくりの方針

- 各々の地域が自らの魅力を高めて自立しながらも、不足する機能は他の地域とのネットワ
ークにより補完することで、それぞれの地域が相互に連携して魅力を向上し合い、住民が住
み慣れた地域で快適に住み続けることが可能になる「お互いが多核的・有機的に連携して共
存共栄を図り、各地域が主役になる拠点集約型都市」を長期的に形成していくことを目指し
ます。
- 既に人口や機能の集積がある程度進んでいるいくつかの基幹的な地域を定め、そこに居住
機能、商業施設、公共交通結節点などの生活利便機能や医療、介護、福祉、教育などの生活
サービス機能をコンパクトに集約化することにより、住み替えによる居住の誘導や移住・定
住の促進を図り、利用圏人口の確保を通じた地域の経済・活力の維持、構築を図っていきま
す。
- 都市的機能の集約に当たっては、市街地や都市的機能集約地の居住者だけが恩恵を享受す
る一極集中型ではなく、郊外や中山間地域を含めた市域全体の効用に資するまちの形成を進
めていきます。
- 以上のようなまちの形成は、多面的な施策を総合的に行う必要があり、また短期間で実現
するものではありません。そのため、長期的な視点の下で社会経済状況の変動を注視しなが
ら、持続可能性を持って規制の見直しなども含めた段階的で現実的な取り組みを進めていき
ます。

2 まちづくりの進め方

(1) 区域化（ゾーニング）

- 広い市域を有する赤磐市は地域によって特色が異なることから、各々の地域の特性に応
じた区域を設定し、その個性や特色を活かしたまちづくりを進めていきます。
- 市内の各地域は当然まちとしてのつながりを持っていることから、区域は明確に境界線
で区切るものではなく、将来的な広がりも視野に入れて、たがいに連続し、重なりあうも
のと捉えます。

(2) ネットワーク化

- 道路交通網の整備、公共交通ネットワークの充実やICT利活用環境の充実による地域
間の連携・補完基盤を構築し、人の交流、物・情報の流通、サービスの相互利用の拡大・
促進を図ります。

- 地域住民、非営利団体・法人、民間企業など多様な主体と行政がしっかりと手を携えることにより様々なサービスネットワークを構築し、人と人のつながりにより地域を支えることのできる社会の実現を目指します。

ゾーンの形成

(1) 都市活性化ゾーン

- 赤磐市全体のけん引役を担う地域として、すべての市民や来訪者が、商業、文化芸術、教育、保健、医療、福祉、広域行政など多様かつ高水準の都市的サービスを楽しむまちづくりを進めます。
- 居住機能、商業施設、公共交通結節点などの生活利便機能や医療、介護、福祉、教育などの生活サービス機能など、赤磐市全体の活性化に重点を置いた複合的な都市機能を、生活環境面などに配慮した適切な配置でコンパクトに集積し、人と都市と自然が調和した快適な都市空間の形成を図ります。
- 市内各地域との補完・連携機能や近隣市町との広域連携を強化することで、活力ある経済・生活圏を形成していきます。

- ・適切な土地利用誘導（市街化区域の適正な拡大、用途の指定等）や誘致活動等による民間投資の喚起と都市基盤の整備
- ・市街化区域内未利用地の有効活用
- ・住宅・商業・工業用地の混在解消による良好な都市環境の形成
- ・区画整理、道路整備等による交通渋滞の解消や快適で安全な歩行空間の創出
- ・市街化区域の回遊性と一体感の醸成
- ・必要なインフラの計画的な維持管理・更新によるトータルコストの縮減・平準化
- ・地域間連携、広域連携による生活利便機能や生活サービス機能の機能分担・補完関係の強化
- ・
- ・
- ・

(2) まちなか居住促進ゾーン

- 大型住宅団地や市街化区域の宅地などのキャパシティを活かして、移住・定住、まちなか居住の受け入れを促進します。
- まちなか居住の推進により人口集積・人口密度の伸長を図り、生活利便機能や生活サービス機能など利用圏人口の規模に誘引される高次の都市機能の立地による利便性の向上や交流空間の創出による良好な住環境を形成します。
- 良好な定住環境の形成を促進し、移住・定住希望者、特に若者世代の赤磐市への誘引を図ります。

- ・住宅地の基盤整備
- ・若者と高齢者の住み替え支援等による大型住宅団地の再編
- ・高齢者の地域包括ケア体制の構築
- ・子育て支援のための拠点形成

・空き家の利活用による移転費用負担の軽減（長期滞在、二地域居住、お試し居住、移住）

・
・
・

（３）産業・流通促進ゾーン

- 地域において良質で安定した雇用の確保を図るため、企業拠点の整備・強化による商工業の振興を進め、若者の地域への定着、U I J ターンによる地域への就業を促進します。
- 交通環境の良さなどの利便性を活かして、流通機能、事務所業務機能、研究開発機能、企業業務のバックアップ機能などの多様な産業と多様な形態の機能集積地の形成を図ります。

・産業用地需要が高く事業性が見込まれる地域への新たな産業機能の立地
・地域の活性化、既存産業との相乗効果、新たな産業の創出が期待できる企業の計画的な誘致
・多様な立地企業と既存産業の交流・連携機会の拡大による地域イノベーションや新たな産業・文化の創出

・
・
・

（４）地域活性化ゾーン

- 地域全体が、その特色を保ちながら自立した生活圏を維持できるよう、地域の中心部に居住機能、商業施設などの生活利便機能、保健・医療・福祉などの生活サービス機能、その他公共公益機能など、生活圏における一定の都市的機能や日常生活に必要な機能の維持・集積を図ることで地域の活性化を促進します。
- 中心部の周辺には、日常生活に身近な生活利便機能、生活サービス機能が整備されていない地域もあるため、地域住民、非営利団体・法人、民間企業など多様な主体と行政がしっかりと手を携えることにより、こういった地域と地域の中心部を多様なネットワークで結んで多様な生活サービス機能を提供できる体制を構築し、将来にわたって住み慣れた地域で生活しつづけられるまちづくりを進めます。

・商業施設、保健・医療・福祉サービス機能等、都市的機能の適正な誘導・集積による利便性の向上
・交通基盤、公共交通ネットワークの維持・確保
・医療体制の維持・充実、救急医療体制の充実
・地域包括ケア体制等、地域福祉体制の構築
・ネットワーク化による周辺集落の生活サービス機能の確保
・地域コミュニティの維持・強化
・コミュニティビジネスの支援
・都市と農山村地域の交流による地域活性化と就業機会の創出（観光振興、新規就農等）

- ・既存分譲宅地や空き家等の活用による滞在・移住・定住受入環境整備
- ・公共施設等の利活用、集約、再編
- ・
- ・
- ・

(5) 自然環境保全ゾーン

- 森林、緑地、水辺など豊かな自然環境や魅力ある景観・農村風景を保全し、うるおいと安らぎのある景観形成を図ります。
- 環境資源と地域の歴史・文化資源などを総合的に利活用して観光などによる交流機会の拡大を進め、人と自然が共生する地域の形成を図ります。

- ・上流域の水源地、河川流域の緑地等の体系的な保全による水源かん養、土砂流出防備、水害防備機能の維持
- ・河川の整備や調整池の整備等による台風や局地的な集中豪雨に備えた治水対策、土砂災害対策
- ・
- ・
- ・

ネットワーク化

(1) 広域連携軸

- 山陽自動車道及び美作岡山道路を広域連携軸と位置付けます。
- 広域連携軸を京阪神、中国・四国地方を結ぶ広域的な交通ネットワークとして活用するため、商業、農業、工業、観光業など各種の広域連携強化を踏まえたインターチェンジ周辺の利活用を促進し、人の交流拡大や物流・サービスの活性化を図ります。

(2) 都市連携軸

- 国道484号・374号、県道岡山吉井線・岡山赤穂線などの一般国道と主要地方道を都市連携軸と位置付けます。
- 都市連携軸の活用により、産業や観光などを通じた市内の主要地域間又は近隣市町との間における人や物、情報、サービスの交流促進、公共施設やスポーツ施設を始めとする地域資源の相互利用を促進します。

(3) 地域連携軸

- 県道可真上山陽道、県道坂辺吉井線などの一般県道やその他の市道を地域連携軸と位置付けます。
- 都市連携軸と連携することにより、農山村地域への人や物、情報、サービス提供機能を確保します。

(4) 公共交通

- 自家用車の利用が困難な人を始め、より多くの市民が便利で利用しやすい公共交通体系を構築することにより公共交通機関の利用促進を図り、自家用車に過度に依存しないまち

の形成を進めます。

- 公共交通結節点の徒歩・自転車圏内に経済交流や文化交流の機会が得られる場を形成することにより、公共交通機関の潜在的利用重要の掘り起こしと事業者による公共交通網の維持・充実を図ります。
- 自動車排出ガスによる環境負荷の低減と各拠点のネットワーク化促進の両面に配慮した交通政策の推進を図るため、将来を見据えた公共交通体系の再構築に向けた検討を進めます。

(5) 人的ネットワーク

- 地域住民、非営利団体・法人、民間企業、行政など多様な主体が連携するネットワークにより、様々な資源を活用しながらお互いの地域を支え合うことのできる社会の形成を図ります。